

農地に係る相続税の納税猶予の特例の概要

農地法の枠組み等を踏まえ、相続人が相続により取得し、耕作が行われる農地を対象として、農業投資価格を超える部分に係る相続税の納税を猶予

農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得の促進(農地法1条:農地の「有効利用」)
農地の権利移転や転用には農業委員会等の許可等が必要(農地法3条~5条:私権の制限及び転用の規制)

農業の継続

農業委員会等によるチェック

- ・ 20%超の農地を譲渡等した場合※1,2
- ・ 農業経営を廃止した場合

納税猶予の取消し
→ 猶予税額全額と利子税を納付

- ※1 20%以下の農地の譲渡等の場合や収用等による譲渡等の場合は、その割合に応じて猶予税額と利子税を納付
※2 農業経営基盤強化促進法等の規定による一定の貸付け(特定貸付け)、疾病等により営農が困難となった場合の貸付け(営農困難時貸付け)又は認定都市農地貸付け等は、納税猶予の取消しとならない。

- ・ 農地の相続人が死亡した場合 等※3

猶予税額の免除

※3 市街化区域内の農地(三大都市圏の特定市の農地及び三大都市圏の特定市以外の地域の生産緑地を除く。)について、相続税の申告期限から20年を経過した場合等も猶予税額は免除される。